

異常気象時の臨時休業と給食等の取扱いについて（お知らせ）

異常気象時の臨時休業と給食等の取扱いについて次のようにお知らせしますので、ご理解とご協力を
よろしくお願いいたします。

記

1 午前7時の時点で、「総社市」に次の警報が1つでも発令されている時は、臨時休業とします。

<暴風警報・暴風雪警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報>

※発令状況は、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報によりご確認ください。「すぐーる」配信
は致しません。

※気象庁は、平成22年5月27日から警報及び注意報を市町村ごとに発表しています。しかしなが
ら、報道機関によっては従来の「倉敷地域」を使用すること考えられます。その際は「総社市」
に警報が出されているかどうか、その他の報道機関やインターネット等で確認をよろしくお願いいたします
ます。

2 午前7時から午前8時の間に警報が発令された場合、児童の安全を考慮して臨時休業とします。

※児童が登校途中で学校にまだ到着していないと考えられる場合は、保護者の方々に児童にその旨を
伝え、帰宅させてください。学校に到着している場合は、「すぐーる」で児童の引き渡し連絡を行
います。

3 午前8時以降に警報が発令された場合は、児童は登校していますので、学校で対応し、通常の授業を

行い、給食も実施します。状況により、児童の引き渡し等の下校措置をとることがあります。その場合
「すぐーる」で連絡させていただきます。

4 午前6時の時点で警報が出ていたら、当日の給食はありません。7時前に警報が解除になっても給食

の用意はできませんから、午前中で下校します。午前8時以降に警報が発令された場合は、児童は登校
していますので、学校で対応し、通常の授業を行い、給食も実施します。

5 電話回線の都合上、学校への各自のお問い合わせは、ご遠慮ください。